

8 豊政財発第1号

令和8年4月1日

各 部 局 長 様

副 区 長 天 貝 勝 己

## 令和8年度予算の執行について（依命通達）

令和8年度予算は、区民とともに作り上げた「基本構想・基本計画」の実現に向け、歩みを加速させる予算である。

歳出においては、重点テーマとして「安全・安心」「子ども・子育て」「教育」「福祉」「健康」「産業振興」を設定し、直面する行政課題へ対応するとともに、「公共施設更新計画」や「公園等再構築プラン」、「市街地再開発事業」などの公共施設の更新やまちづくりを着実に実現するため、必要な基金を積極的に積み立て、持続可能な財政運営の礎を築くこととしている。

歳入においては、特別区民税や特別区財政調整交付金が堅調に推移しているものの、国による不合理な税制改正の拡大検討に加えて、国際情勢の変化に伴う景気悪化のおそれが高まり、年度途中においても歳入環境の大きな変動が懸念される状況にある。

全国的に進む人口減少や少子高齢化の進行、不安定な国際情勢など、本区を取り巻く社会経済状況は目まぐるしく変化しており、物価の高騰、実質賃金の減少など、区民生活に与える影響も長期化している。

特に緊迫する中東情勢に伴う原油高は、エネルギー価格の上昇、さらなる物価の高騰につながるおそれが高く、緊張感をもって状況を注視する必要がある。

このような状況下においては、これまで以上に区民の声を聴き、多様化・複雑化する行政需要に対応するとともに、「全件査定方式」や「事業見直し」、DXを活用した事務の効率化など、不断の行財政改革により、効率的、効果的な行財政運営に努め、区民の信託に応え続けなければならない。

また、毎年のように不適切な事務処理が発生しており、中には懲戒処分に至るケースがあることを踏まえ、区民からの信頼を早期に回復できるよう、緊張感を持って業務を進めていく必要もある。

貴職におかれては、以上を部局の全職員に対して周知徹底し、同時に通知する予算執行方針に十分留意の上、「基本構想・基本計画」の実現に向け、歩みを加速させるとともに、状況の変化に柔軟に対応できるよう万全を期していただきたい。

この旨、命により通達する。

各 部 局 長 様

政策経営部長 山野邊 暢

## 令和 8 年度予算の執行方針等について

標記の件について、8 豊政財発第 1 号、副区長依命通達に基づき、下記のとおり通知します。

記

### 第 1 予算の執行方針

#### 1. 全般的事項

- (1) すべての職員は「基本構想・基本計画」に掲げた「3つの理念」や「7つのまちづくりの方向性」に常に立ち返り、「実施計画」に掲げる施策を着実に推進すること。  
その際には、情報を共有し、また知恵を出し合い、職員一人ひとりが考え抜きながら、的確な組織マネジメントのもと、責任をもって事業を成し遂げること。
- (2) 中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格を始めとする物価高騰など、先行きが不透明な社会経済状況を鑑み、年度途中でも財政状況の変化に柔軟に対応できるよう、より効率的・効果的な予算執行に努めること。
- (3) 最少の経費で最大の効果を得るため、公民連携の促進をはじめ、行政手続きのオンライン化や A I 活用による定型業務の自動化など、D X による業務改善を積極的に進めること。
- (4) 「子どもレター」や「区民提案制度」、各種ミニブックを活用した区民への説明等の機会を通じて区民の声を傾聴し、必要がある場合には、スピード感をもって区民ニーズに応えること。
- (5) 予算を執行する際は、さらなる事業の適正化に向け、前例を踏襲するのではなく、常に実施方法等に改善や見直しの余地がないか、検討を繰り返すこと。
- (6) 昨年度に引き続き、今年度も「補助金の見直し」を事業見直しの重点テーマとする。補助金執行における決裁方法については、別添「事業見直しにかかる補助金の決裁ルートについて（事務連絡）」を確認すること。
- (7) 先般の「不適切な事務処理」報道を踏まえ、区民から信頼される区政運営の実現に向けて、法令等に基づく適正な予算執行、事務処理にとどまらず、効率的な区政運営を実現できるよう、組織体制を一層強化すること。
- (8) 予算の執行にあたっては、令和 8 年第 1 回定例会予算特別委員会における要望・意見、令和 7 年度各監査結果報告における指摘事項及び監査委員意見などに留意すること。

## 2. 歳入

- (1) 国・都支出金については、予算計上額を確実に確保することとし、必要な手続きを速やかに行い、早期に収納すること。
- (2) 新たな補助金等にかかる国、都からの通知等の情報は、必ず財政課に提供し、対象となる場合、確実に歳入を確保すること。
- (3) 特定財源に減収の可能性があるときは、速やかに財政課に協議するとともに、一般財源の負担額が増大しないよう支出抑制等の措置を講じること。
- (4) 事業実施にあたっては、状況の変化に応じ、受益者負担の原則を大きく逸脱することのないよう、料額の見直しや新たな手数料の創設など、受益と負担のあり方等を改めて検証すること。
- (5) 区が有する土地・建物等が区民の貴重な資産であることを再認識し、各課所管の土地・建物等の利活用状況を把握すること。そのうえで、平成 25 年 2 月に策定された「区有財産貸付の適正化に関する方針」の趣旨を踏まえ、未利用地等については、公平性を保ちつつ、最大限の利益が得られるよう活用すること。

## 3. 歳出

- (1) 予算の執行状況及び年度内執行見通しを随時把握し、予算不足が見込まれる場合や予算編成時に想定していなかった経費が発生する場合には、判明した時点で財政課へ相談すること。予算額の余剰や不足が生じた場合、原則として補正予算で計上すべきであるが、場合によっては流転用等による予算措置もあり得るため、必ず財政課へ相談し、決定すること。
- (2) 全件査定方式においては、契約落差(差金)の他の経費への安易な流転用は許されず、厳に慎み、必ず財政課の承認を得ること。
- (3) 事業の着手にあたっては、漫然と前例踏襲に陥ることなく、民間の発想や A I ・ R P A を活用するなど、経済性、効率性を向上させるため、必ず複数の手法を検討したうえで実施方法を選択すること。
- (4) 予算執行においては、ペーパーレス化や作業効率化など、徹底して無駄を省き、あらゆる創意工夫のもと経費や時間の削減に取り組むこと。これらの取り組みによる改善策等は、令和 8 年度の執行はもとより、令和 9 年度の予算編成にも反映させること。
- (5) 契約の方法等について、各種法令等を遵守するとともに、絶えず見直し、漫然とした執行に陥ることのないよう留意すること。
- (6) 契約落差あるいは経費の節減努力による不用額・財政効果については、十分把握し、後年度の事業執行や予算編成に反映させること。場合によっては、補正予算で予算額を減額すること。
- (7) 「豊島区公契約条例(令和 7 年条例第 40 号。令和 8 年 4 月 1 日施行)」の施行に伴い、条例の趣旨を理解するとともに、区の責務を踏まえ、適正な事務の執行を徹底すること。なお、万が一、特定公契約における労働報酬下限額適用等の影響により予算不足が見込まれる場合は、速やかに財政課費目担当へ協議すること。

- (8)歳出科目については、(参考)歳出科目一覧表等を参考に適正に処理を行うこと。なお、令和8年度以降は、需用費の節のうち修繕料および維持補修費の細節、工事請負費の節の取り扱いを変更するため、「令和8年度予算における執行科目について(令和8年4月1日付事務連絡)」の内容も踏まえ対応すること。

## 第2 歳入予算の所属決定及び歳出予算の配当

1. 予算事務規則第17条に基づく歳入予算の所属決定は、各部局が財務会計システムに入力した執行計画業務の「収入計画」のとおりとする。
2. 予算事務規則第18条に基づく歳出予算の配当は、次による。
  - (1)配当額は、各部局が財務会計システムに入力した執行計画業務の「執行計画」のとおりとする。区立学校及び幼稚園については、教育委員会事務局の長に配当した配当額の一部を「予算の配付」として再配当する。
  - (2)四半期ごとの配当予算は、「執行計画」における執行見込額とする。
  - (3)職員手当等及び旅費については、各課からの執行委任に基づき処理する。予算差引簿には、四半期ごとの配当額を当該四半期開始月の1日付けで、それぞれ記載する。
3. 予算の執行にあたっては、支出負担行為手続規程第3条の規定に留意するとともに、支出負担行為の手続きの際、配当額に不足が生じる等「執行計画」を変更する必要があるときは、所定の手続きにより事前に承認を受けること。
4. 特別会計の予算配当は、これらの方針に準ずること。

## 第3 予算の執行管理

1. 事業の効果的な執行を期すため、年間の執行計画を十分に精査するとともに、状況の変化に伴う執行方針の変更等の必要性に十分留意すること。
2. 各部局長は、執行にあたって、常に配当額、支出負担行為額、執行額等を正確に捕捉し、執行管理を徹底すること。
3. 上記の状況については、必要に応じ、適宜財政課から報告を求めるとする。

## 第4 予算執行に伴う事前協議・流転用

1. 予算編成時に想定しなかった経費や予算不足が生じた場合には、必ず事前に財政課と協議し、流転用による対応となった場合には、別添「予算の流転用に伴う事前協議について」に基づき手続きを行うこと。なお、流転用については必要最小限にとどめ、真にやむを得ないものに限定するよう留意すること。
2. 上記の協議は期限に余裕をもって行い、財政課の承認を得てから経費を執行すること。事前協議を行うことなく発注等を行い、後追いで予算の流転用申請が出された場合は、基本的に承認しないものとする。また、相当する額を翌年度以降の予算より差し引くなどの措置を求めるものとする。
3. 予算の流転用については、事業内流用を事業間の流転用より優先すること。また、流転用により増額した予算に不用額が発生した際には、年度末を待つことなく、速やかに繰戻し処理を行うこと。

4. 投資的経費や政策的経費、人件費は他の経費と区別して取り扱うため、予算不足などが見込まれる場合は、必ず財政課に確認すること。

## 第5 その他留意事項

1. 区民活動支援事業補助金の予算額は、補助できる上限額であることから、執行に当たっては、団体からの実績報告書を確認し、適正に行うこと。
2. 外郭団体は安定的な経営状況を保ち続ける必要があることから、各団体の所管課においては日頃から密に情報交換の機会を設け、団体経営等の課題の早期把握、未然防止に努めること。課題が発見された場合には、政策経営部と連携しながら、適切な対策を講じること。
3. 5豊総総発第 1106 号「庁内文書のペーパーレス化の拡大について」や6豊政行発第 150 号「計画等のペーパーレス化推進について」などを踏まえ、庁内文書や各種冊子、計画等は原則ペーパーレスとし、紙資料の削減や事務効率の向上を図ること。また、カラーコピーは、外部会議等で真にやむを得ない場合を除き使用を控えること。
4. 物価高騰の影響が多岐にわたっていることから、光熱水費、事務事業実施に要する物品などについても極力節減すること。